

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	公会計システム改正対応業務委託	
担当部・課名	総務部・行財政構造改革推進室	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	1,188,000円	
契約締結日	令和8年 4月17日	
履行期間	契約締結の日～令和8年 7月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<b>■ 第2号</b> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <b>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</b> <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号)において、各地方公共団体に統一的な基準による財務書類作成の要請がなされ、本市においてもその要請に基づき標記業務を実施している。その財務書類の作成には、株式会社南大阪電子計算センターが導入・構築した財務会計システムから公会計システム用に抽出されるデータを用い、公会計システムに取り込む必要がある。
		令和7年3月に改訂された統一的な基準による地方公会計マニュアルに対応するため、公会計システムも更新するにあたっては、大元となる財務会計システムとの連動が不可欠であることから、同社以外の事業者では連携にトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になり著しく業務に支障をきたすため、本委託業務に対応できるのは同社しかない。 以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	コンビニ交付システム機器更改業務	
担当部・課名	市民部市民課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店 大阪市西区土佐堀2丁目2番17号	
契約金額（税込）	3,674,000円	
契約締結日	令和8年4月30日	
契約期間	令和8年4月30日～令和8年10月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>	
	随意契約理由	<p>引き続きコンビニ交付サービスを提供するため、既存のコンビニ交付システムの機器更改を行う必要がある。既存のコンビニ交付システムは富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部関西支店より導入しており、機器更改については同社でないと行うことができず、同社以外のものに履行させると、万が一システムにトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になり著しい支障が生じる恐れがある。</p>
		<p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部関西支店において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである。</p>

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	旧氏および旧氏の振り仮名表記等に係る戸籍附票システム改修業務	
担当部・課名	市民部市民課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店 大阪市西区土佐堀2丁目2番17号	
契約金額（税込）	1,848,000円	
契約締結日	令和8年4月30日	
契約期間	令和8年4月30日～令和9年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<b>■ 第2号</b> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <b>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</b> <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は住民基本台帳法の一部改正及び補助金実施要領に明示された機能に対応するため、戸籍の附票へ氏名の旧氏および旧氏の振り仮名表記等に必要となる機能の改修や追加に必要なシステム開発を行い、本市の現行の戸籍附票システムに適用する作業を行うものである。 現在使用している戸籍システムは、ソフトウェアを含め富士フィルムシステムサービス株式会社により開発されたものであり、法施行に伴うシステム改修も同社でないと行うことができず、同社以外のものに履行させると、万が一システムにトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になり著しい支障が生じる恐れがある。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士フィルムシステムサービス株式会社において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである。

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	旧氏および旧氏の振り仮名表記等に係るコンビニ交付システム改修業務	
担当部・課名	市民部市民課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店 大阪市西区土佐堀2丁目2番17号	
契約金額（税込）	1,078,000円	
契約締結日	令和8年4月30日	
契約期間	令和8年4月30日～令和9年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>	
	随意契約理由	<p>本業務は住民基本台帳法の一部改正及び補助金実施要領に明示された機能に対応するため、戸籍の附票へ氏名の旧氏および旧氏の振り仮名表記等に必要となる機能の改修や追加に必要なシステム開発が行われた後も引き続きコンビニ交付サービスを提供するため、既存のコンビニ交付システムを改修する必要がある。</p> <p>既存のコンビニ交付システムは富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部関西支店より導入しており、改修については同社でないと行うことができず、同社以外のものに履行させると、万が一システムにトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になり著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部関西支店において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策事業に係る阪南市商工会商品券
担当部・課名	健康福祉部 保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市商工会 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
契約金額（非課税）	13,540,000円
契約締結日	令和8年4月22日
契約期間	令和8年4月22日～令和9年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業は、阪南市国民健康保険加入者の健康保持・増進を図るために実施している特定健康診査の受診率向上により、受診を控えている方の受診意欲向上に加えて、対象者が市内で買い物等を行うことで地域経済の活性化に繋げることも目的としており、市内事業所で使用可能な商品券を購入する必要がある。阪南市商工会は、市内事業者で使用可能な商品券を発行する唯一の団体であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。</p> <p>以上の理由により、特定健診等受診率向上事業で必要な商品券を提供できるのは阪南市商工会において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和8年度子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等（国民健康保険）業務委託
担当部・課名	健康福祉部 保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	¥3,641,000
契約締結日	令和8年4月22日
契約期間	令和8年4月22日 ～ 令和9年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものである。令和8年度から導入される「子ども・子育て支援金制度」の円滑な施行に向けたシステムの整備・改修を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。</p>